

「京都市未来こどもはぐくみプラン」(仮称) 原案(重点課題「安心して子育てできる幼児教育・保育の充実」)について

安心して子育てできる幼児教育・保育の充実

(1) 幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上

現状と課題

ア 幼稚園、保育所、小規模保育事業等の状況

小学校入学前児童数は、少子化の進展による人口減少社会の到来に伴い、年々減少傾向にあります。しかしながら、男性が働き手の中心という家族形態から、男性も女性も共に働き、子育てをするという家族形態への変化や、都市化の進行による核家族化等の社会環境の変化により、保育ニーズについては、年々増加する傾向にあります。

このような中、本市では、子ども・子育て支援の充実を市政の最重要課題の一つに位置付け、全力で取組を進めてきました。とりわけ保育ニーズに応えるための中心的な施設である保育所については、保育所待機児童の解消に向け、民間保育園の新設・増改築によって、前プランに掲げた目標整備数25,075人を大幅に上回る26,710人の受入枠の拡大を図っているところです。

また、3歳以上の小学校入学前児童の約半数が就園している幼稚園においては、近年は、就労している保護者が増加していることを踏まえて、幼稚園の良さを活かしながら保育ニーズに応えるための預かり保育(※)の取組が広がっています。

このような取組に加え、産休明けから3歳未満までの子どもを家庭的な雰囲気の中で保育する昼間里親等の家庭的保育事業、小規模保育事業を実施するなど、市民の皆様が保育を利用しやすい環境整備に努めています。

(※) 預かり保育とは、保護者の要望や地域の実情に応じて、幼稚園において通常の教育時間の前後や長期休業期間中に在園児を預かる事業です。

この結果、2014(平成26)年4月には、保育所入所児童数は過去最高の28,868人に達し、小学校入学前児童に占める保育所入所割合も、他の政令市平均(31.6%)を大きく上回る過去最高の43.5%となり、関西の政令市では初めて「待機児童ゼロ」を達成いたしました。

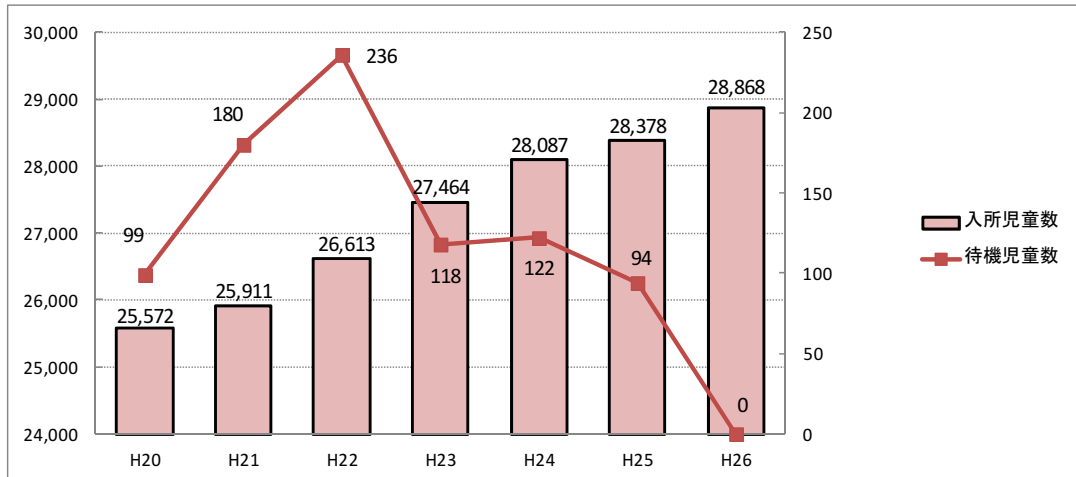
「待機児童ゼロ」の達成により、より一層の市民の期待や保育ニーズの高まりも予想されることから、これまで以上に強力に取組を進めていくことが求められています。

保育所入所児童数等の推移

年度	21	22	23	24	25	26
小学校入学前児童数	68,536人	67,929人	67,725人	67,738人	66,791人	66,322人
入所児童数	25,911人	26,613人	27,464人	28,087人	28,378人	28,868人
定員	24,400人	24,525人	24,945人	25,335人	25,540人	26,035人
施設数	254箇所	255箇所	252箇所	253箇所	254箇所	260箇所

※各年度4月1日時点

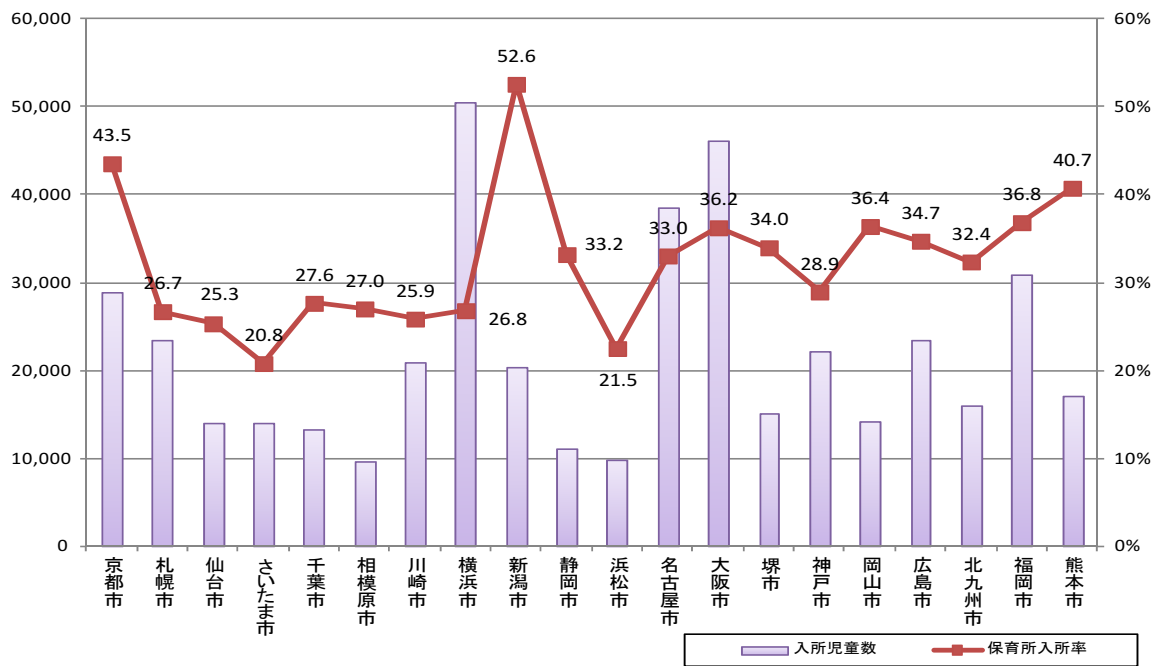
### 保育所入所状況等の推移



㊦ 待機児童とは

国の待機児童の定義に基づき、入所要件に該当している児童のうち、保育所に入所していない児童数から昼間里親等を利用している児童、幼稚園預かり保育を利用している児童、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所を希望し、入所しない児童を除いた数です。

### 政令市の保育所入所状況



※ 平成 26 年 4 月 1 日現在

※ 「保育所入所率」とは小学校入学前児童数に対する入所児童数の割合をいう。

### 前プラン保育所定員の数値目標達成状況

平成 21 年度	前プラン目標① (平成 26 年度)	平成 26 年度末② (※)	差引 (①-②)
24, 525 人	25, 075 人	26, 710 人	+1, 635 人

(※) 平成 26 年度 5 月補正予算案件を含む。

預かり保育実施箇所数の推移

(国公私立合計)

年 度	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
実施園数	9 2園	9 4園	9 5園	9 8園	9 9園

※ 私立幼稚園の実施園数は、府預かり保育特別補助金が支出されている幼稚園数を計上している。宗教法人や個人設置の幼稚園は、同補助金の対象外となっているため、預かり保育を実施していたとしても計上されていない。

昼間里親等の箇所数及び定員の推移

年度	昼間里親		グループ型小規模保育事業		保育所実施型家庭的保育事業	
	箇 所 数	受入児童数	箇 所 数	受入児童数	箇 所 数	受入児童数
2 1	3 1	2 9 3	—	—	—	—
2 2	3 3	3 1 6	—	—	—	—
2 3	3 3	2 8 4	—	—	—	—
2 4	3 7	3 3 4	—	—	—	—
2 5	4 1	3 6 8	2	2 6	2	7
2 6	4 4	3 9 6	3	4 2	3	2 1

※各年度4月1日時点

行政区別の施設数、定員及び入園・入所児童数

	幼稚園			保育所		
	施設	定員	入園児童数	施設	定員	入所児童数
北	9	1,740	1,007	20	2,120	2,473
上京	13	1,950	1,187	13	1,265	1,411
左京	16	3,035	1,930	30	2,470	2,844
中京	5	1,085	739	15	1,720	1,864
東山	3	730	597	9	815	928
山科	10	2,665	1,376	20	2,585	2,958
下京	9	1,370	1,083	11	1,120	1,176
南	2	515	459	29	2,305	2,661
右京	14	3,476	2,302	33	3,005	3,268
西京	7	2,196	1,413	18	1,825	1,969
洛西	7	1,600	919	8	925	986
伏見	13	3,515	1,739	30	3,425	3,715
深草	4	750	331	7	720	839
醍醐	2	660	193	17	1,735	1,776
合計	114	25,287	15,275	260	26,035	28,868

※ 幼稚園は平成26年5月1日、保育所は平成26年4月1日現在

## イ 子育て支援の重要性と「真のワーク・ライフ・バランス」の推進

「男女雇用機会均等法」、「パートタイム労働法」、「次世代育成支援対策推進法」等の改正等法制面での充実が図られてきたことにより、男女間の賃金格差の縮小や女性管理職の増加等、男女共同参画社会の実現に向けた取組が着実に進展しつつありますが、未だ継続就業を希望しながら出産・子育てを機に仕事をやめざるを得ない女性も少なくありません。こういった状況を踏まえれば、**職場における子育てへの理解促進、働く者の働き方の見直しといったワーク・ライフ・バランスの推進等により子育てに向き合える環境整備を図るとともに、幼児教育・保育の拡充により父母ともに子育てしながら働き続けられる条件整備について、これまで以上に進めていく必要があります。**

また、本市の実施した市民ニーズ調査では、少子化対策として効果がある施策として、92%の方が「保育所に入所しやすい環境づくり」を、86%の方が「長時間保育の拡充」を挙げています。

保育を利用しやすい環境整備を中心とした子育て支援の充実及び「真のワーク・ライフ・バランス」の推進を図ることは、単に親子、家族のためであるにとどまらず、わが国の少子化、経済成長、ひいては社会保障の持続可能性にも深く関わる課題として、社会全体で充実させていくことが求められています。

ニーズ調査 少子化対策として効果のある施策		
	保育所に入所しやすい環境づくり	長時間保育の拡充
かなり効果がある	62.9%	57.0%
少しは効果がある	28.6%	29.1%
あまり効果がない	4.3%	9.7%
全く効果がない	2.0%	1.0%
わからない	0.9%	1.8%
不明・無回答	1.4%	1.4%

※施策項目の抜粋  
(設問) 以下の施策等について、少子化対策として効果があると思いますか。各項目につき当てはまる番号1つに○をつけてください(問10)

## ウ 幼児教育・保育の量の見込み

国においては、保育ニーズがピークを迎える2017(平成29)年度末までに待機児童を解消することを目標に掲げ、待機児童解消に意欲的な地方自治体を支援するための「待機児童解消加速化プラン」を2013(平成25)年度に策定しました。

本市では、同プランを積極的に活用し、2014(平成26)年4月には555人の児童受入枠を拡大し、さらに、2015(平成27)年4月に向けては、過去最大となる675人分の児童受入枠の拡大に取り組んでいるところです(平成26年度5月補正予算を含む)。

一方で、保育を必要とする児童の数は年々増加する傾向にあり、これまでの取組を考慮してもなお、2017(平成29)年度末までに本市において4,679人分の保育ニーズが新たに発生すると見込まれ、全体として34,681人分のニーズに対応することが求められています。

このニーズに本市が的確に応えるためには、自然豊かな山間部と、都市機能が集積し人口が集中する都心部とで、大きく状況が異なることなど、地域の特性を十分に踏まえ、そのニーズに即した多様な幼児教育・保育サービスの提供に向けて、計画的に取り組を進める必要があります。

そのために、本プランの一部として、2019（平成31）年度までの5年間を取組期間とする「京都市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児教育・保育及び子ども・子育て支援の需要に対する提供体制の確保等を進めていきます。

### 幼児教育・保育の量の見込み

(単位:人)

年度		27	28	29	30	31	
保育	0歳児	小学校入学前児童数	10,928	10,854	10,783	10,708	10,655
		保育の量(3号)	2,947	3,457	3,966	3,966	3,966
		要保育率	27.0%	31.9%	36.8%	37.0%	37.2%
	1・2歳児	小学校入学前児童数	21,823	21,959	21,879	21,730	21,579
		保育の量(3号)	10,618	10,853	11,086	11,086	11,086
		要保育率	48.7%	49.4%	50.7%	51.0%	51.4%
	3～5歳児	小学校入学前児童数	33,118	32,709	32,439	32,208	32,259
		保育の量(2号)	18,226	18,927	19,629	19,629	19,629
		要保育率	55.0%	57.9%	60.5%	60.9%	60.8%
幼児教育	幼児教育の量(1号)	14,892	13,782	12,810	12,579	12,630	
合計	小学校入学前児童数	65,869	65,522	65,101	64,646	64,493	
	保育の量	31,791	33,237	34,681	34,681	34,681	
	要保育率	48.3%	50.7%	53.3%	53.6%	53.8%	

※「1号」…3～5歳・幼児教育のみ 「2号」…3～5歳・要保育 「3号」…0～2歳・要保育  
 ※各年度とも、年度末時点の数値

### 幼児教育・保育の量の平成26年度末からの増加見込み

(単位:人)

年度	26	27	28	29	30	31
0～2歳児(3号)	12,621	944	1,689	2,431	2,431	2,431
0歳児	2,815	132	642	1,151	1,151	1,151
1・2歳児	9,806	812	1,047	1,280	1,280	1,280
3～5歳児(2号)	17,381	845	1,546	2,248	2,248	2,248
合計	30,002	1,789	3,235	4,679	4,679	4,679

※ 各年度とも、年度末時点の数値

## エ 幼児教育・保育の提供体制

### (ア) 現状の提供体制及び既存施設の活用

新制度においては、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業所において、幼児教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的に提供していくことが求められます。

本市には、現在、幼稚園114箇所、保育所260箇所が市内に設置されています。設立目的や積み重ねた伝統、歴史などにそれぞれの特徴や特色があり、長年、常に時代に順応した質の高い幼児教育・保育が営まれ、本市の子育て支援施策に重要な役割を果たしてきました。今後とも、それぞれの良さや強みを活かし、これまで以上に連携を深めることによって、多様な幼児教育・保育ニーズの受け皿となることが期待できます。

以上のことを踏まえて、今後の保育ニーズの増加に対しては、これまでの保育所の新設を中心とした整備に加えて、既存施設等地域の社会資源の積極的な活用により対応することが求められます。

また、幼稚園のみ又は保育所のみが設置されている地域等においては、その地域の幼児教育・保育ニーズや施設の状況等によって、認定こども園のような幼児教育・保育の機能を一体的に提供する施設に変わっていくことを求められる場合があります。

#### (イ) 保育の利用状況

- a 年度途中の保育所入所申込児童の多くは乳児であることから、低年齢児（0～2歳）への対策を充実させる必要があります。併せて、小学校入学前まで切れ目なく幼児教育・保育サービスを提供できる受け皿づくりを進めていく必要があります。
- b 現在、保育所では、保育時間が8.5時間以内の子どもが半数近くを占めており、市民ニーズ調査においては、保育の必要性の要件を満たしている保護者（母親）のうち、1日当たりの就労時間が8時間未満の者が約41%となっています。

預かり保育の時間も含め、8時間前後の保育を実施している幼稚園が一定数あることから、夏休み等の長期休業期間中の十分な預かり保育や一時預かり事業（幼稚園型）が実施できれば、比較的短時間の保育ニーズについては、幼稚園の預かり保育や一時預かり事業（幼稚園型）の拡充・充実により、対応できると考えられます。

一方で、フルタイム就労者をはじめとした半数近くの方が9時間以上の保育を利用しており、これらのニーズに対応するための保育所、認定こども園等が必要となります。

#### 保育時間別の保育所入所児童数の比率

	8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	計
児童数	12,888	3,359	4,932	3,844	3,845	28,868
構成比	44.6%	11.6%	17.1%	13.3%	13.3%	100.0%

※ 平成26年4月1日現在

#### 保護者（母親）の1日当たり就労時間（市民ニーズ調査）

パートタイム、アルバイト等 (保育の必要性の要件を満たすもののみ)						フル タイム	合 計
4時間	5時間	6時間	7時間	8時間以上	小計		
109人	146人	143人	75人	38人	511人	637人	1,148人
9.5%	12.7%	12.5%	6.5%	3.3%	44.5%	55.5%	100%

\*フルタイムは1週5日・1日8時間程度の就労

## 保育所と幼稚園の開所時間比較

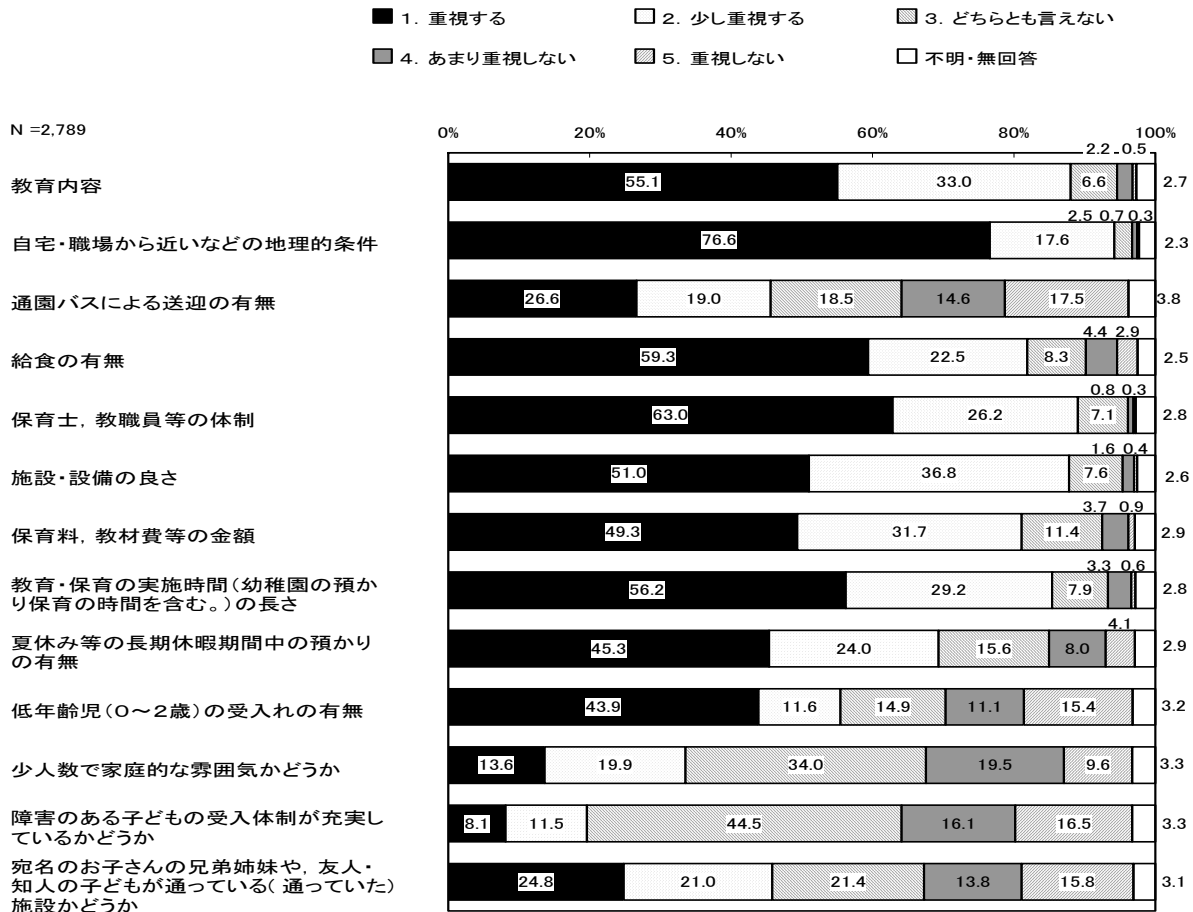


## オ 利用調整及び利用者支援

市民ニーズ調査においては、施設を選択する際に重視する条件として、最も多かったのは、自宅・職場からの近さなどの地理的条件となっており、続いて、保育士・教職員等の体制、給食の有無、教育・保育の実施時間（幼稚園における預かり保育の時間を含む。）の長さ、教育内容の順となっています。職員体制や教育内容等の「質」の部分が重視されつつも、保護者のニーズに合った「利用のしやすさ」が優先される傾向が伺えます。

このような結果を踏まえれば、利用者が子どもの状況や自らのニーズに合うサービスを選択できるよう、利用調整や情報提供などの利用者支援等が重要であると考えられます。

## 施設選択の条件（市民ニーズ調査 11-3）



## カ 幼児教育・保育の質の維持向上

### (ア) 幼児教育・保育の充実

多くの子どもが初めての集団生活を送る場となる幼稚園、保育所、小規模保育事業所等については、核家族化や働く保護者の増加によって生活時間の多くを過ごす場所となっており、子どもたちの健全な成長を育む場として大きな役割を担っています。

乳幼児期における幼児教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培うなど、その子どもの人生にとって大変重要な時期であり、一人ひとりの発達の特性に応じた適切な関わりや、質の高い幼児教育・保育及び子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長を保障することが求められています。

また、本市においては、3歳以上の小学校入学前児童の約97%が保育所や幼稚園等に通っており、その後、義務教育である小学校に入学しています。子どもの成長や発達は乳幼児期とそれ以降で連続しており、保育所や幼稚園等での幼児教育・保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることから、幼稚園、保育所、小規模保育事業所等がそれぞれの役割を果たすとともに、家庭、地域ともしっかりと連携し、子どもたち一人ひとりの状況や、幼児教育・保育の取組の成果を適切に小学校に引き継ぐことが、「育ち」の連続性の観点からも重要となります。

3歳以上の小学校入学前児童の施設利用状況

年度		22	23	24	25	26
小学校入学前児童数		33,840	33,726	33,932	33,545	33,352
入所児童数	保育所	16,195	16,377	16,717	16,825	16,993
	幼稚園	16,165	16,009	16,023	15,653	15,188
	認定こども園 ほか	5	4	9	8	11
利用割合		95.6%	96.0%	96.5%	96.8%	96.5%

※ 幼稚園は5月1日現在の在籍者数（満3歳児を除く。）。その他は4月1日現在の利用児童数。

### (イ) 保育士等確保の取組

幼児教育・保育ニーズの量的拡充に対応するためには、それを支える保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の人材の確保・資質向上が不可欠となります。

特に、保育士の有効求人倍率は、2013（平成25）年1月においては7割超の都府県が1倍を超えている状況となっています。京都府においては0.76倍となっていますが、今後、全国においては2017（平成29）年度末でまでに約7.4万人の人材不足が見込まれています。

国が保育士資格を有しながら保育士として就職を希望しない求職者に対して行った調査では、保育士としての勤務経験のある方の3割以上が、勤務年数は3年未満に留まっており、就業の継続に向けた相談・支援の充実が必要です。

その他、潜在保育士となっている方の保育現場への復帰に向けた取組も重要となりますが、国の調査では、保育士への就業を希望しない理由として、若い世代ほど賃金や休暇の少なさ等の処遇面を、世代が高くなるにつれ、ブランクや体力面の不安を挙げる方が多くなっており、世代に応じたきめ細かな対策が必要となります。

本市では、京都市保育人材サポートセンターの設置（2014（平成26）年4月）



等の取組を進めているところですが、大学のまち京都の強みやハローワークとの連携強化等、今後とも、一層の取組の充実を図る必要があります。

保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない  
求職者に対する意識調査（職業安定局）

○ 保育士としての勤続年数

1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
67件	135件	137件	205件	94件	28件
10.0%	20.2%	20.5%	30.7%	14.1%	4.2%

○ 年齢別に見た保育士への就業を希望しない理由（項目抜粋）

		賃金が希望と 合わない	休暇が少 ない・休暇がとり にくい	ブランクがあ ることへの不 安	自身の健康・体 力への不安
20代	309 人	179件	148件	35件	84件
		57.9%	47.9%	11.3%	27.2%
30代	250 人	140件	100件	58件	78件
		56.0%	40.0%	23.2%	31.2%
40代	198 人	86件	61件	64件	85件
		43.4%	30.8%	32.3%	42.9%
50代	147 人	45件	40件	58件	91件
		30.6%	27.2%	39.5%	61.9%
60代 以上	54人	5件	5件	24件	37件
		9.3%	9.3%	44.4%	68.5%

指定保育士養成施設一覧比較

	学生定員		学校数		人口	人口に対する学生定員	
	人数	順位	学校数	順位		学生定員/人口	順位
札幌市	1,760	11	10	8	1,936,460	9.09	18
仙台市	2,720	7	13	4	1,068,511	25.46	5
さいたま市	1,020	13	4	16	1,243,436	8.20	19
千葉市	1,840	10	6	11	964,055	19.09	9
横浜市	3,916	5	13	4	3,702,551	10.58	16
川崎市	1,000	15	2	19	1,448,196	6.91	20
相模原市	900	16	2	19	720,570	12.49	12
新潟市	880	18	5	13	809,934	10.87	15
静岡市	1,020	13	5	13	709,702	14.37	10
浜松市	890	17	4	16	793,437	11.22	14
名古屋市	4,475	4	16	3	2,271,380	19.70	8
京都市	4,550	2	18	2	1,470,742	30.94	2
大阪市	7,366	1	20	1	2,683,487	27.45	4
堺市	776	20	6	11	840,862	9.23	17
神戸市	3,240	6	11	7	1,539,751	21.04	7
岡山市	2,210	9	9	10	713,433	30.98	1
広島市	2,680	8	10	8	1,183,156	22.65	6
北九州市	1,320	12	5	13	968,122	13.63	11
福岡市	4,476	3	13	4	1,506,313	29.71	3
熊本市	860	19	4	16	739,541	11.63	13

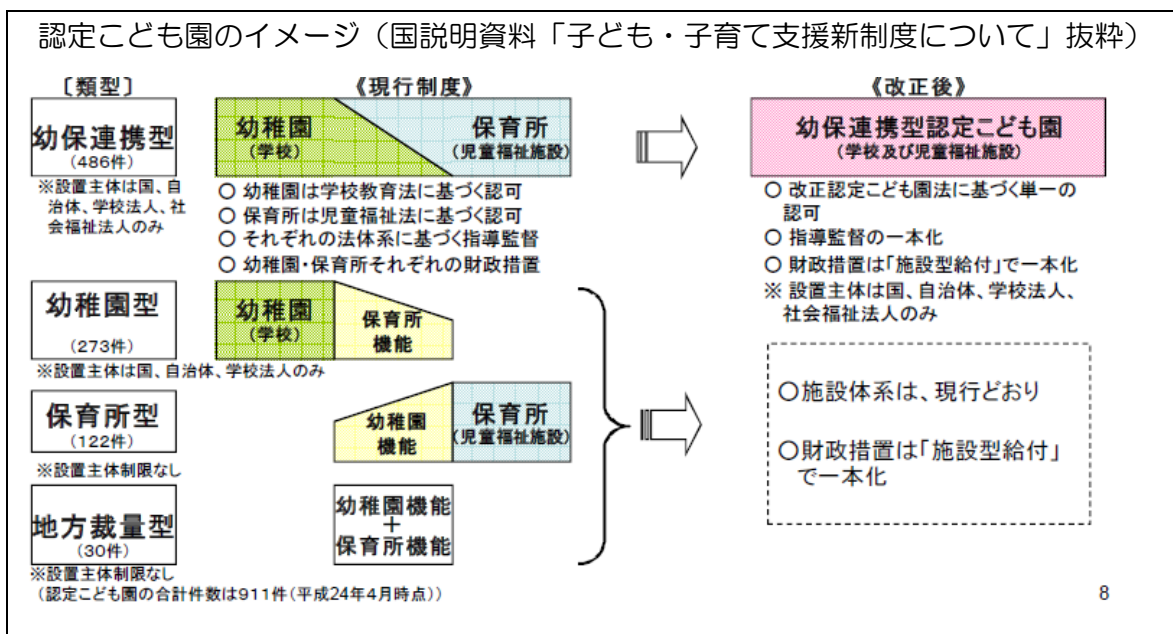
※平成25年4月1日現在

## キ 幼児教育・保育の一体的提供

新制度においては、地域の幼児教育・保育ニーズを踏まえて、保護者の就労状況等にかかわらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に提供することが求められ、とりわけ幼児教育・保育の提供に当たっては、幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援を行う「認定こども園」の普及を図っていくこととされています。

新制度では、地域の幼児教育・保育の需要（量の見込み）に対して供給（確保の状況）が不足している場合は、事業申請者が適格性や認可・認定基準を満たす限りは、原則認可・認定することとなり、供給が充足している場合は、原則として認可・認定しないこととなりますが、既存の幼稚園・保育所からの認定こども園への移行を促進するために、需給調整の特例が設けられています。

本市における認定こども園については、平成26年4月現在1箇所ですが、新制度の施行を機に増加することが想定されます。これまで幼児教育・保育ニーズの対応を認可幼稚園、認可保育所を中心に行ってきたという本市の特徴を踏まえ、今後とも適切な幼児教育・保育水準を維持していく仕組みが必要となります。



### 新制度における認可・認定の関係

#### ○ 通常の認可・認定及び需給調整

- ・ 需要  $\geq$  供給  $\rightarrow$  認可・認定
- ・ 需要  $<$  供給  $\rightarrow$  需給調整（認可拒否・認定拒否）

#### ○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の特例

- ・ 需要 + 都道府県等計画で定める数  $\geq$  供給  $\rightarrow$  認可
- ・ 需要 + 都道府県等計画で定める数  $<$  供給  $\rightarrow$  需給調整（認可拒否・認定拒否）

↳ \*京都市子ども・子育て支援事業計画に定める必要がある。

## 施策を展開する今後の方向性

### ア 幼児教育・保育の「量の拡充」

従来からの保育所整備等を中心とした確保策に加えて、幼稚園をはじめとした地域資源の積極的な活用や、小規模保育事業の実施などにより「量の拡充」を図っていきます。

#### (ア) 3歳児から5歳児までに対する提供体制の確保方策

平成26年4月1日時点の保育所入所児童のうち、1日の保育時間が8.5時間以下の者が全体の半数近くを占める(44.6%)ことや、将来的に要保育認定に係る就労時間の下限をこれまでの月64時間から、月48時間に引き下げることを踏まえて、3歳児から5歳児までに係る今後確保すべき幼児教育・保育の提供体制については、その50%を幼稚園の預かり保育(一時預かり事業(幼稚園型)を含む)により確保します。

幼稚園の預かり保育を除いた50%については、保育所及び認定こども園の新設、増改築、分園設置等により確保します。

#### (イ) 0歳児から2歳児までに対する提供体制の確保方策

上記(ア)により預かり保育を実施する幼稚園が、小規模保育事業等の連携施設となることも想定して、これと同数は0歳児から2歳児までを対象とする小規模保育事業等により提供体制を確保することとします。

それでカバーできない保育ニーズについては、保育園及び認定こども園の新設、増改築、分園設置等により確保します。

#### (ウ) 提供区域ごとの提供体制の確保方策

幼児教育・保育の提供区域によって、幼稚園や保育所の分布に偏りがあるため、区域内で提供体制を調整するとともに、提供区域をまたぐ通園の状況を勘案して、区域間でもこれを調整します。

幼児教育・保育サービスの提供体制の確保方策及び実施時期

(単位:人)

年度		27	28	29	30	31	
0～2歳児(3号)	特定教育・保育施設	522	916	1,307	1,307	1,307	
	地域型保育事業	422	773	1,124	1,124	1,124	
	計	944	1,689	2,431	2,431	2,431	
	0歳児	特定教育・保育施設	73	384	776	776	776
		地域型保育事業	59	258	375	375	375
		計	132	642	1,151	1,151	1,151
1・2歳児	特定教育・保育施設	449	532	531	531	531	
	地域型保育事業	363	515	749	749	749	
	計	812	1,047	1,280	1,280	1,280	
3～5歳児(2号)	特定教育・保育施設	423	773	1,124	1,124	1,124	
	幼稚園預かり保育	422	773	1,124	1,124	1,124	
	計	845	1,546	2,248	2,248	2,248	
合計	特定教育・保育施設	945	1,689	2,431	2,431	2,431	
	地域型保育事業	422	773	1,124	1,124	1,124	
	幼稚園預かり保育	422	773	1,124	1,124	1,124	
	計	1,789	3,235	4,679	4,679	4,679	

※ 各年度末時点における提供体制の平成26年度末からの増加分

提供区域ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容

提供区域	小学校区	保育提供体制			合計
		保育所整備	小規模保育事業	幼稚園預かり保育	
北1	柗野, 大宮, 上賀茂, 元町, 紫竹, 紫明	88	50	25	163
北2	待鳳, 鳳徳, 鷹峯, 紫野, 楽只, 柏野, 金閣, 衣笠, 大將軍	70	34	65	169
上京1	京極, 新町, 室町, 西陣中央, 御所南 (上京区内)	31	20	41	92
上京2	乾隆, 翔鸞, 正親, 二条城北, 仁和	83	34	63	180
左京1	花背	0	0	0	0
左京2	大原, 八瀬	0	0	0	0
左京3	鞍馬, 静原, 市原野, 岩倉北, 岩倉南, 明德	57	16	23	96
左京4	上高野, 修学院, 修学院第二, 松ヶ崎, 葵, 下鴨, 養正, 養徳	41	30	75	146
左京5	北白川, 錦林, 第三錦林, 第四錦林	88	38	66	192
中京1	御所南, 高倉	235	64	31	330
中京2	洛中, 朱雀第一, 朱雀第二, 朱雀第三, 朱雀第四, 朱雀第六, 朱雀第七, 朱雀第八	224	73	32	329
東山	開晴, 一橋, 月輪, 今熊野	59	35	59	153
山科1	音羽, 音羽川, 大塚, 大宅	50	43	0	93
山科2	安朱, 山階, 西野, 陵ヶ岡, 鏡山	46	39	43	128
山科3	山階南, 百々, 勸修, 小野	32	27	0	59
下京1	洛央, 淳風, 醒泉, 下京涉成, 梅小路, 光徳	89	43	47	179
下京2	七条, 七条第三, 西大路	82	23	40	145
南1	凌風, 九条弘道, 九条塔南, 南大内, 唐橋, 吉祥院, 祥豊, 祥栄, 上鳥羽	68	44	46	158
南2	大藪, 久世西	89	32	0	121
右京1	高雄, 宇多野, 御室, 花園	54	11	17	82
右京2	広沢, 嵐山, 嵯峨	41	21	34	96
右京3	安井, 山ノ内, 太秦, 南太秦, 常盤野, 嵯峨野, 梅津北, 梅津	85	50	83	218
右京4	西院, 葛野, 西京極, 西京極西	108	46	61	215
右京5	宕陰	0	0	0	0
右京6	京北第一, 京北第二, 京北第三	4	3	0	7
西京1	嵐山東, 松尾, 松陽, 桂川	151	56	67	274
西京2	桂徳, 桂, 桂東, 川岡, 川岡東, 檜原	217	74	58	349
洛西	大枝, 桂坂, 新林, 境谷, 竹の里, 福西, 上里, 大原野	69	45	66	180
伏見1	竹田, 伏見住吉, 伏見板橋, 下鳥羽	53	45	23	121
伏見2	伏見南浜, 桃山, 桃山東, 桃山南	93	40	36	169
伏見3	向島, 向島南, 向島二ノ丸, 二ノ丸北, 向島藤の木	1	1	0	2
伏見4	横大路, 納所, 明親, 美豆, 神川, 久我の杜, 羽東師	53	45	0	98
深草	深草, 稻荷, 藤ノ森, 藤城, 砂川	53	27	23	103
醍醐	北醍醐, 醍醐, 醍醐西, 池田, 池田東, 春日野, 日野, 小栗栖, 小栗栖宮山, 石田	17	15	0	32
合 計		2,431	1,124	1,124	4,679

※ 本表は、平成26年5月補正予算までの整備予定(675人分)を含めた、平成26年度末における保育の提供量(30,002人分)を超えて、平成27年度から29年度末までの間に整備を要する保育の量を示す。

※ 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期については、●●ページを参照



## イ 幼児教育・保育の「質の向上」

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得等、一人ひとりがかけがえのない主体として受け止められ、認められる経験を通して、自己肯定感が育まれるよう、幼児教育・保育の提供に努めます。

多くの子どもが初めての集団生活を送る場となる幼稚園、保育所、小規模事業所等において、子どもの健やかな成長を保障するために、質の高い幼児教育・保育を安定的に提供するとともに、乳幼児期の幼児教育・保育の取組の成果を小学校以降の学童期に適切に引き継ぐための取組を推進していきます。

また、質の高い幼児教育・保育を提供するための、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の人材育成や安定的な人材確保に取り組みます。

## ウ 幼児教育・保育の一体的提供の確保

幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の良さを併せ持ち、子どもたちに質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するとともに、保護者の就労状況にかかわらず、同じ施設で幼児教育・保育の利用が可能となるなど、新制度の下、新たな利用者ニーズに応じていくものです。

市営保育所においては、幼児教育・保育の総合的な提供とその実践例の提示や、認定こども園への移行及び設置に当たって支援を必要とする事業者に対して支援を行うため、市立幼稚園をはじめ、私立幼稚園や民間保育園と十分に連携しながら、その取組状況を踏まえ、一部の市営保育所について、モデル的に幼保連携型認定こども園への移行に取り組みます。

また、将来的に、希望する既存施設が認定こども園へ移行できるよう、移行に係る需給調整の特例を活用し移行枠を設定するとともに、こまめな意向調査により移行時期の調整を図るなど、円滑な移行を支援します。

なお、保育所から認定こども園への移行に際しては、保育に関する需要が供給を上回る提供区域においては、保育が必要な児童の受入枠を減らして、教育のみの児童の定員を設けることを制限します。

さらに、京都ならではの質の高い幼児教育・保育を目指すため、幼稚園及び保育所のどちらの認可も受けない地方裁量型認定こども園の設置は、事業計画上見込まないこととします。

## エ きめ細かな利用調整及び利用者支援

幼児教育・保育サービスの提供体制を確保するとともに、利用者が子どもの状況や自らのニーズに合うサービスを選択できるよう、きめ細かな利用調整及び情報提供等の利用者支援を進めていきます。

## 施策・主な取組

### ● 「待機児童ゼロ」を継続するための取組

多種多様な取組により幼児教育・保育ニーズに対応し、「安心して子どもを生み育てることのできるまち・京都」の実現を目指し、「待機児童ゼロ」の継続に努めます。

<保健福祉局, 教育委員会>

#### 【主な取組】

◇国定義（平成26年度時点）に基づく待機児童ゼロの継続

### ● 認可保育所の整備による受入れ児童数の拡大

大規模住宅開発等により保育需要が見込まれる地域や、長時間保育へのニーズに対して、保育所の新設や既存保育所の増改築により受入れ児童数の拡大を図っていきます。

また、耐震性の低い既存保育所において、耐震診断や耐震改修の実施により安心・安全な保育環境の整備を図るとともに、スペース等に余裕がある施設においては、併せて保育所定員の拡大を図っていきます。

<保健福祉局>

#### 【主な取組】

◇施設整備による保育所定員（入所児童数）の拡大 **充実**

◇既存保育所の耐震改修による保育環境の整備 **新規（推進中）**

### ● 幼稚園における受入れ児童数の拡大

幼稚園施設を活用し、幼稚園の良さを活かした一時預かり事業（幼稚園型）や預かり保育の実施・拡充等を図るとともに、小規模保育事業の実施を促進します。

<教育委員会, 保健福祉局>

#### 【主な取組】

◇幼稚園における預かり保育の実施・拡充 **新規（推進中）**

◇幼稚園における小規模保育事業の実施 **新規**

### ● 地域型保育事業の実施・推進

産前産後休業明けや育児休業明けの職場復帰の促進を図るため、新制度において市町村による認可事業として児童福祉法に位置付けられた地域型保育事業の積極的な活用により、利用ニーズの高い低年齢児（0歳から2歳児）の受入れ枠を拡大し、保育ニーズに機動的に対応していきます。

また、地域型保育事業の利用児童が必要に応じた支援が受けられるよう、また、3歳以降に幼児教育・保育施設を利用できるよう、幼稚園、保育所等に対して、連携施設となるよう働き掛けを行っていきます。

なお、新制度開始以前からの事業者に対しては、移行特例を設けて、新制度への円滑な移行を図るなど、昼間里親等で培ってきた家庭的な保育を継承していきます。

<保健福祉局, 教育委員会>

#### 【主な取組】

◇幼稚園における小規模保育事業の実施（再掲） **新規**

◇需要が見込まれる地域への機動的な対応 **新規（推進中）**

◇連携施設確保に向けた支援 **新規**

◇既存事業所の円滑な新制度への移行 **新規**

● 人材確保に向けた取組の推進

保育の量的拡充が図られる中において、安心・安全で質の高い幼児教育・保育の提供を行うために、幼稚園教諭，保育士，保育教諭等の安定的な人材の確保を図ります。

とりわけ，保育士確保に当たっては，人材育成，就業継続及び再就職の支援，働く職場の環境改善，ハローワーク及び保育士養成校との連携強化等に取り組み，幼児教育・保育ニーズに応じていきます。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇総合的な人材確保に取り組む保育人材サポートセンターによる支援の実施

**新規（推進中）**

◇保育園就職フェアの実施 **新規（推進中）**

◇潜在保育士の再就職を支援する研修の実施 **新規（推進中）**

◇保育士の就業継続支援研修の実施 **新規（推進中）**

- ・管理者に対する人事管理及び職場環境改善
- ・新人保育士の育成及びアフターケア
- ・家庭と仕事との両立支援

◇大学のまち京都の強みをいかした保育士養成校との連携強化 **充実**

● 幼児教育・保育の一体的提供

一部の市営保育所について，モデル的に幼保連携型認定こども園への移行に取り組みます。

また，既存施設から認定こども園への移行に際して，きめ細かな支援を行っていきます。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

◇市営保育所（一部）の認定こども園への移行 **新規**

◇希望する私立幼稚園及び民間保育園の認定こども園への移行 **新規**

◇認定こども園への移行及び設置に当たって支援を必要とする事業者に対する支援 **新規**

◇本市独自の「幼保連携型認定こども園教育・保育課程編成要領」の策定 **新規**

◇既存施設からの認定こども園への移行に係る需給調整の特例の活用（都道府県計画等で定める数） **新規**

- ・幼稚園から移行する認定こども園における保育が必要な児童の定員については，学級数に35を乗じて得た人数と同数までとする。
- ・保育所から移行する認定こども園における教育のみの児童の定員については，需要が供給を下回る地域においてのみ設けることとし，設定する定員はその下回る範囲内までとする。

● 幼児教育・保育内容の充実

<保健福祉局，教育委員会>

### 【主な取組】

- ◇一人ひとりの特性に応じて子どもが自発的、意欲的に関われる環境の構成及び豊かな遊びの提供
- ◇基本的な生活習慣を身につけると共に、道徳性・規範意識の芽生えを培う取組の充実
- ◇幼稚園、保育所等においては、主体的な遊び等を通じた「学びの基礎力」及び集団生活を通じた周囲とともに「生きる力の基礎」の育成
- ◇“京都ならではのほんまもん”の体験や親子で本に親しむ機会の充実

### ● 保・幼・小・中の連携推進

子どもの発達の連続性について相互理解を深め、校種間の滑らかな接続を図るために、幼稚園、保育所と小学校、中学校の間で、相互訪問、交流事業の促進、保育要録・指導要録の活用等、効果的な連携を進めます。

<保健福祉局，教育委員会>

### 【主な取組】

- ◇幼稚園・保育所及び認定こども園における小学校との接続を見通した幼児教育・保育の推進 充実

### ● 幼稚園、保育所、認定こども園等の職員の専門性の向上

質の高い幼児教育・保育及び子育て支援を提供するために、幼稚園教諭・保育士等の研修等により専門性を高めるとともに、幼稚園教諭・保育士等を目指す学生を対象とした実践力を高める研修の実施等によって、人材育成の充実を図ります。

<保健福祉局，教育委員会>

### 【主な取組】

- ◇保育士・幼稚園教諭養成大学連携講座の実施 新規（推進中）
- ◇保育士等への研修の充実 充実

### ● 幼児教育・保育の質の向上に向けた取組

保育士等への研修を実施するとともに、専門的かつ客観的な視点での評価を受ける第三者評価の受審を促します。また、本市による実地指導監査や新制度による給付対象施設・事業者であることの確認等の機会を捉えて、法人等の人員配置、幼児教育・保育内容、財務状況等を分析し、適切な指導・監査を行うなど、良質な幼児教育・保育の提供に努めていきます。

<保健福祉局>

### 【主な取組】

- ◇保育士等への研修の充実（再掲） 充実
- ◇第三者評価受審の促進 充実
- ◇運営指導及び監査の強化 充実
- ◇事故報告の徹底等による再発防止の強化 充実
- ◇情報公開の促進 充実

### ● 保育所定員の調整



保育需要の地域偏在を解消するため、今後の保育需要の動向を見極め、定員調整を実施します。

<保健福祉局>

● 利用者への支援ときめ細かな対応の推進

保育施設・事業の利用に当たっては、市民生活に密着した相談や支援を要することから、市民にとって身近な相談機関である区役所・支所（福祉事務所）において、利用者が自らのニーズに合う施設を選択できるよう、地域の幼児教育・保育施設の情報提供、保育の利用調整等、利用者の視点に立ったきめ細かな支援を行っていきます。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇区役所・支所を中心とした利用調整及び利用者支援の実施 新規
- ◇ホームページによる情報提供の充実 充実
- ◇施設・事業所情報をまとめたリーフレットの作成 充実
- ◇福祉事務所職員への研修の充実 新規（推進中）

● 市営保育所のあり方の再構築

「市営保育所の今後のあり方に関する基本指針」を改定し、新制度導入後の市営保育所の果たすべき役割・機能を改めて示すとともに、増加かつ多様化する保育ニーズに対し、引き続き、公民の役割分担を見直し、公民が一体となって本市の保育水準の向上、地域の子育て支援の更なる充実を図ります。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇認定子ども園への移行及び設置に当たって支援を必要とする事業者に対する支援（再掲） 新規
- ◇本市独自の「幼保連携型認定子ども園教育・保育課程編成要領」の策定（再掲） 新規
- ◇障害のある児童に対する保育の実践の発信 充実
- ◇全行政区における要保護児童対策地域協議会への参画 新規
- ◇地域の子育て支援の取組の充実（市内全域において児童福祉センター、福祉事務所及び保健センターと連携した養育不安や困難を抱える家庭に対する訪問事業等を実施） 充実
- ◇地域の新たな保育ニーズに対する事業をモデル的に実施（保育体験型親支援事業（親子半日保育体験）等） 充実
- ◇保育所以外の市営施設等に配置した保育士が習得した知識・経験を市営保育所の運営に活用 充実
- ◇公民の役割分担を踏まえた市営保育所の民間移管 新規（推進中）

## (2) 多様な幼児教育・保育サービスの提供及び質の向上

### 現状と課題

#### ア 多様な幼児教育・保育サービスの提供

核家族化・都市化の進展や社会・経済環境の変化は、地域社会のつながりの希薄化、働き方の多様化等、子育てを取り巻く環境に変化をもたらし、子育てに関する意識の変化等とも相まって、子育てに不安や負担感を抱く家庭が増えています。

国が若年層（15歳～39歳）に行った意識調査では、6割以上の方が、子育てで最も大変な時期として出生から小学校就学前までと回答するなど、乳幼児期の子育て支援の充実を望まれる傾向が伺えます。

#### 国調査 子育てで最も大変な時期はいつ頃か

乳児（およそ出生～1歳未満）	28.1%
幼児（およそ1歳～小学校就学まで）	32.8%
小学生	6.9%
中学・高校生	26.5%
大学生	5.1%
学校卒業以降	0.7%

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「若者の意識に関する調査」（2013年）

（設問）子育てで最も大変な時期はいつ頃だとお考えですか？（子どもがいらっしゃる方は実体験に基づいてお答え下さい。）

本市においては、こうした状況の変化等を背景にして、増加・多様化する幼児教育・保育ニーズに柔軟に対応するために、保護者のニーズに応じたきめ細かい保育時間の設定や長時間の保育を必要とする方への延長保育、夜間保育の実施をはじめ、一時的な就労や保護者のリフレッシュ等を図るための一時保育、就労されている方で幼稚園に通わせたいというニーズ等に対応するための預かり保育の拡充等、利用者の視点に立った多様なサービスの拡充に取り組んでいます。

こうした取組により、全国的にも高い水準の幼児教育・保育サービスを提供しているところですが、年々利用実績が増加していることや、市民ニーズ調査においても各種保育サービスの充実を希望される方が多いことから、更なる充実に努めていく必要があります。

とりわけ、病児・病後児保育については、実情や市民ニーズ調査等から、早急な対策が必要な状況にあります。一方、国の調査等においては、子の看護休暇制度の浸透が十分ではないこと、病児・病後児保育等の保育サービスの充実だけではなく、子育てと仕事を両立するための社会の理解の促進を望まれていることから、「量の拡大」と合わせて、労働行政を所管する都道府県等とも連携して、仕事と家庭生活等の両立支援の取組を推進していく必要があります。

なお、本市では、幼稚園、保育所、小規模保育事業等の認可施設・事業により幼児教育・保育ニーズや多様な保育サービスの提供を図ることとしておりますが、これらの施設等で対応できない各種保育ニーズ等の受け皿となっている認可外保育施設に対して、子どもの安心・安全の確保の観点から、保育の質の向上を図るため、毎年、施設への実

地による指導監査を実施しております。

保育所における幼児教育・保育サービスの実施状況

(※各年度3月末時点)

延長保育

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
施設数	179	182	185	188	192
年間延べ利用件数	435,057	450,785	463,205	496,009	503,538

一時保育

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
施設数	42	44	46	48	50
年間延べ利用件数	50,236	57,572	59,909	62,693	64,519

休日保育

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
施設数	5	5	6	6	6
年間延べ利用件数	1,935	2,091	2,620	3,090	2,468

病児・病後児保育

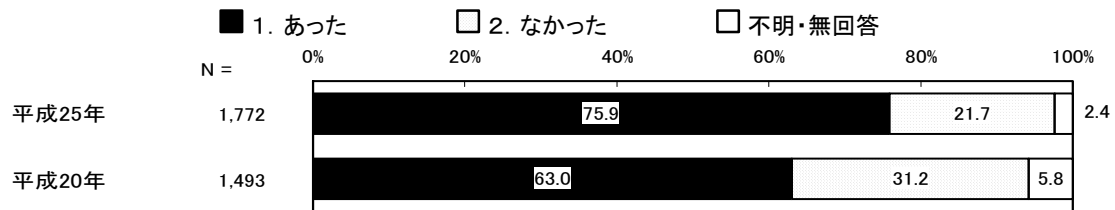
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
施設数	5	5	6	6	6
年間延べ利用件数	571	666	1,469	2,724	2,977

前プランの数値目標達成状況

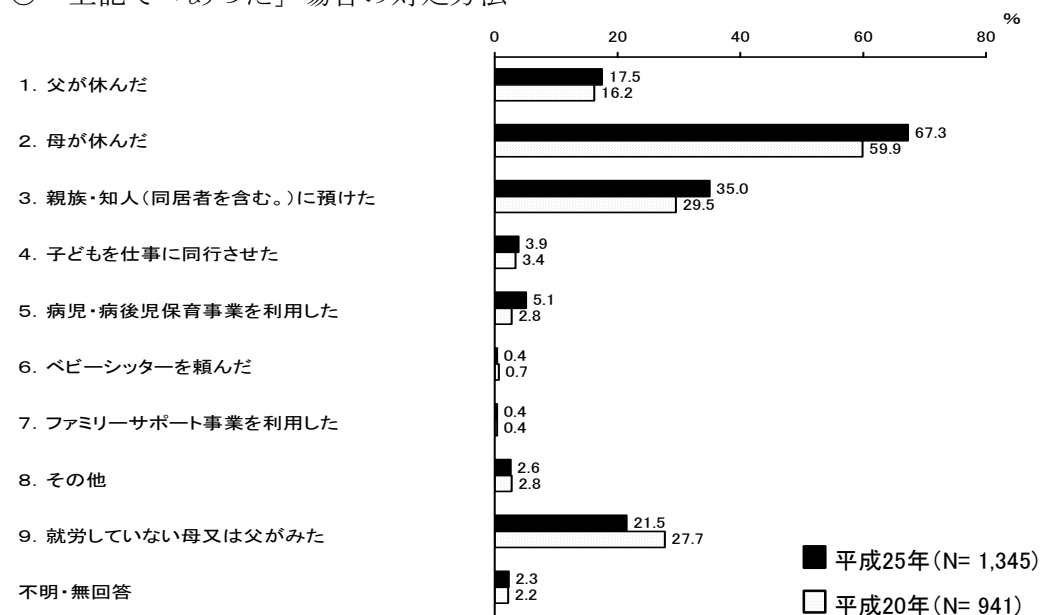
事業名	平成21年度	前プラン目標数	平成26年度
延長保育	179箇所	195箇所	195箇所
一時保育	42箇所	50箇所	50箇所
休日保育	5箇所	7箇所	7箇所(予定)

ニーズ調査 子どもの病気・病後時の対応について

○ 子どもが病気や病気の回復期であるために、幼稚園・保育施設等を利用できなかったことがあったか。



○ 上記で「あった」場合の対処方法



(設問) この1年間に、宛名のお子さんが病気や病気の回復期であるために、幼稚園・保育施設等を利用できなかったことがありましたか。(問 13-1)

この1年間の対処方法とそれぞれの日数は概ね何日ですか。(問 13-2)

国調査 子の看護休暇制度について

○ 現在の勤務先の子の看護休暇制度の内容

	男性（正社員）	女性（正社員）	女性（非正社員）
よく知っている	5.7%	16.8%	3.2%
だいたい知っている	15.7%	30.4%	9.9%
あまり知らない	32.8%	29.6%	26.8%
全く知らない	45.8%	23.2%	60.1%

○ 子どもの病気への対応に必要な施策

	男性 （正社員）	女性 （正社員）	女性 （非正社員）
病児・病後児保育等の 保育サービス充実	26.0%	35.3%	32.6%
仕事と家庭の両立についての 社会の理解の促進	36.1%	34.0%	37.3%
仕事と家庭の両立のための 施策の周知方法	10.9%	6.5%	7.8%
子の看護休暇の日数の延長	4.7%	6.7%	4.8%
子の看護休暇取得を原因とする 減数補填	9.9%	8.8%	9.5%
不利益取扱いに対する指導の強化	10.3%	7.6%	6.3%
その他	2.1%	1.1%	1.8%

資料：厚生労働省 平成23年度育児休暇制度等に関する実態調査のための調査研究事業報告書  
 (設問) ・子の看護休暇制度の認知状況  
 ・子どもの病気への対応に必要な施策

ニーズ調査 少子化対策として効果のある施策

	子どもが病気の ときの看護休暇	病児・病後児の 保育受入施設の 拡充
かなり効果がある	54.1%	47.9%
少しは効果がある	32.5%	33.5%
あまり効果がない	8.8%	13.6%
全く効果がない	0.8%	1.1%
わからない	2.1%	1.9%
不明・無回答	1.7%	2.0%

資料：京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査  
 (設問) 以下の施策等について、少子化対策として効果があると思いますか。各項目につき当てはまる番号  
 1つに○をつけてください(問10) ※施策項目を抜粋している。

## イ 様々なニーズに対するきめ細かな対応

### (ア) 地域における子育て支援拠点としての役割

子育てでは、親自らも学び、成長するための大切な営みですが、とりわけ乳幼児期においては、不安や悩みを抱えながら子育てを行っている方が少なくなく、父親の子育てへの関わりや親族・近隣からの支援、身近な地域との交流等により孤立化を防ぐことが重要です。

しかしながら、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等は、子育てを応援してきた支え手の減少を招き、子どものみならず保護者の育ちを支える人間関係を弱めるなど、多くの子育て家庭の不安や負担感の増大へとつながっています。

このような状況下においては、専門機関や地域における子育て支援が一層重要となっています。とりわけ、幼稚園、保育所等は、職員の専門性を活かし地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されており、子どもたちの健やかな成長を確保していくために、地域に開かれ、保護者のみならず地域の人々との協働による支援や見守り活動への参画等を通して、在宅で子育てに専念されている方などを含めた、幅広い子育て家庭への支援が求められています。

### (イ) 障害のある児童等への対応

近年、障害のある児童で、集団生活を営む施設の利用を望まれる保護者が増えてきています。障害がある児童と障害のない児童が共に生活することは、障害のある児童の発達が促進されるということに留まらず、障害のない児童にとっても、遊びやふれあいを通じて喜びを共感し、仲間意識を高め、思いやりの心を養うなど、互いの豊かな人間性の育みを促進させることから、幼稚園、保育所等では受入れの拡大に努めているところです。

新制度では、これまでの幼稚園・保育所等に加えて、障害のある児童を受け入れる小規模保育事業、家庭的保育事業者に対して、支援される仕組みが設けられることや、障害等がある児童で個別のケアが必要な場合に利用者の居宅において1対1の保育を実施する居宅訪問型保育事業が設けられるなど、障害のある児童の受入促進を図るための施策が充実されることから、障害等の状況に応じたきめ細かな支援を受けながら幼児教育・保育サービスを利用できるよう、より一層環境を整えていく必要があります。

また、食物アレルギーをはじめ、喘息、アトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患をもつ児童が年々増えていますが、とりわけ、誤食によりアナフィラキシーショックを引き起こす危険性のある食物アレルギーについては、乳幼児の生命を守る観点からも慎重な対応が必要となります。本市では、アナフィラキシーショックの既往のある児童の受入れについては、保育士を加配する等によって対応しておりますが、今後とも、きめ細かなニーズへの対応が求められています。

さらに、虐待を受けた児童が近年増加傾向にあり、それらの児童に幼稚園、保育所等に関わることは、児童虐待の早期発見・早期対応や未然防止に有効であることから、積極的な受入れを図るとともに、関係機関との連携による支援を強化していく必要があります。

### 障害のある児童の幼児教育・保育の状況

#### ◇保育所

	保育所数	障害のある児童の幼児教育・保育実施箇所数	入所児童数 ①	障害のある児童の数 ②	入所率 ②／①
21年度	254	199	27,401	886	3.2%
22年度	255	215	28,038	898	3.2%
23年度	252	200	28,742	987	3.4%
24年度	253	212	29,320	1,035	3.5%
25年度	254	205	29,498	1,275	4.3%

※各年度3月31日現在

※保育所数は、休所中1箇所を除く

#### ◇幼稚園

	幼稚園数	障害のある児童の幼児教育・保育実施箇所数	入園児童数 ①	障害のある児童の数 ②	入園率 ②／①
21年度	116	90	16,373	317	1.9%
22年度	116	88	16,219	350	2.2%
23年度	116	88	16,086	392	2.4%
24年度	116	92	16,079	412	2.6%
25年度	116	93	15,678	485	3.1%

### 保育所に入所している被虐待児童数

	入所児童数	うち被虐待児童数	割合
全市計	28,868人	449人	1.56%
民間保育園	26,587人	373人	1.40%
市営保育所	2,281人	76人	3.33%

※平成26年4月1日現在（児童相談所調べ）

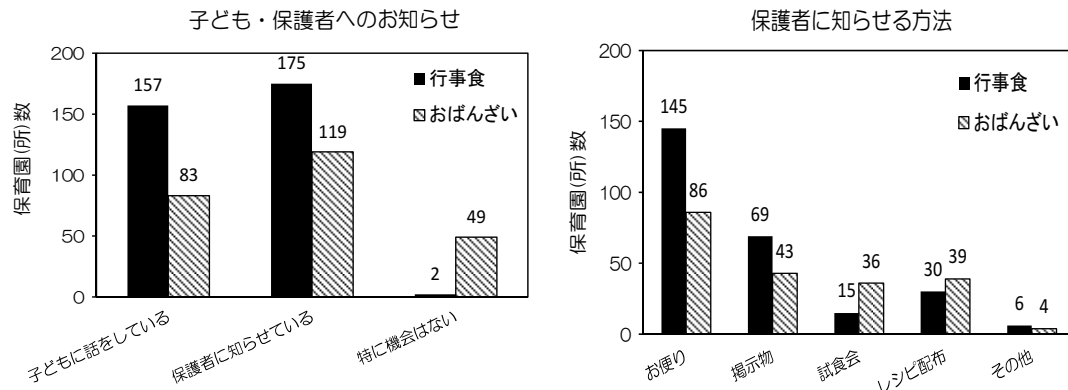
#### (ウ) 食育の推進

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響が見られることから、幼稚園、保育所等は、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担っており、幼稚園、保育所等の関係者はあらゆる機会及び場所を利用して、積極的に食育の推進に努めることが求められています。

また、子どもへの食育は、家庭の食育への良き波及効果をもたらすことが期待できるため、家庭や地域と連携を深めつつ、幼稚園、保育所等において、食育の一層の普及促進を図るための取組を行う必要があります。

さらに、年々子どもの食事に対して困っていると感じている保護者が増加しており、幼稚園、保育所等の人的・物的資源を活かし、在宅の子育て家庭に対しても食に関する相談・支援等ができる機会を積極的に作っていくことが求められています。

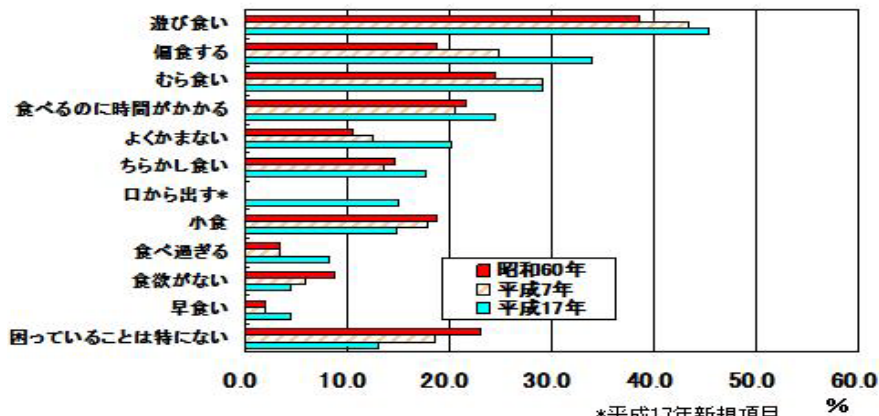
行事食及びおばんざいについて、そのいわれなどを子どもに話したり、保護者に知らせる機会と方法



資料：京都市（平成26年4月「京の食文化（和食）に親しむ食育の取組」アンケート）

子どもの食事で困っていること

図8 子どもの食事で困っていること(1歳以上、複数回答)



平成17年度乳幼児栄養調査結果報告、厚生労働省、2006年6月、調査対象者2241名。



## 施策を展開する今後の方向性

### ア 「子どもを共に育む京都市民憲章」（愛称：京都市はぐくみ憲章）の取組の推進

全てのサービス提供、施策の推進等に当たっては、幼稚園、保育所、小規模保育事業等をはじめ、家庭、地域、企業等が連携して社会全体で、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、共に子どもを育てていく意識を高めるなど、次代を担う全ての子どもたちが健やかに成長できるよう京都市はぐくみ憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がることを目指した取組を推進していきます。

### イ 「量の拡充」及び「質の向上」

子どもや子育て家庭の置かれた状況、幼児教育・保育サービスの提供区域のバランスや利用状況等を踏まえ、市域の利用ニーズに対応できるよう、多種多様な幼児教育・保育サービスの「量の拡充」に取り組めます。

また、幼稚園、保育所等の職員の専門性を活かし、親支援も含めたきめ細かい子育て支援に取り組むなど、更なる「質の向上」を図ります。

### ウ きめ細かな利用者支援

利用者が自らのニーズに合うサービスを選択できるよう、情報提供等を行う利用者支援に取り組んでいきます。

## 施策・主な取組

### ● 延長保育事業（時間外保育事業）の充実

保護者の就労時間の長時間化や周辺部の住宅開発による通勤距離の広がり等に伴う保育時間帯の拡大のニーズに対応するため、保育所の開所時間を超えて実施する延長保育について、地域的なバランスを考慮したうえで拡充を図ります。

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日)	627,152	682,069	736,372	791,066	849,608

<保健福祉局>

#### 【主な取組】

◇延長保育事業の拡充 **充実**

### ● 一時預かり事業の充実（一般型）

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急時の保育、保護者のリフレッシュや育児疲れ解消等、幼稚園、保育所、小規模保育事業等を利用しない保護者のニーズに対応するために、地域的なバランスを考慮したうえで拡充を図ります。

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日)	41,005	42,814	43,620	46,653	49,736

<保健福祉局，教育委員会>

#### 【主な取組】

◇一時預かり事業（一般型）の拡充 **充実**

### ● 幼稚園等による預かり保育の充実（一時預かり事業（幼稚園型）を含む）

幼稚園等を利用される保護者の子育てを支援するために、希望者を対象に通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に実施する預かり保育について、実施箇所の拡大や預かり時間の延長・実施日数の拡大等を推進するなどにより、保育を必要とする児童の受入拡大や子育て支援の充実を図ります。

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日)	437,916	478,707	522,804	517,268	518,490

<教育委員会，保健福祉局>

#### 【主な取組】

◇私学助成による預かり保育の実施・拡充 **新規（推進中）**

◇一時預かり事業（幼稚園型）の実施 **新規**

● 病児・病後児保育事業の充実

病期中（病児）又は病気回復期（病後児）にあり、自宅での保育や集団保育が困難な児童を一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図るための病児・病後児保育事業の拡充を図ります。

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （人日）	3,952	4,521	5,078	5,818	6,847

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

◇病児・病後児保育の拡充 充実

● 休日保育・夜間保育の実施

日曜日・祝日等の保護者の就労等により、家庭で保育ができない場合に保護者に代わって保育所で保育を行う休日保育及び平日の夜間（午後 10 時まで）の保育需要に対応する夜間保育について、地域的なバランスや利用状況等を踏まえ、サービスの提供を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇休日保育の実施 充実

◇夜間保育の実施 充実

● 幼稚園，保育所等における地域子育て支援の充実

地域の身近な子育て支援の拠点として、専門性を活かした子育て相談や子育て情報の発信及び親育ちや仲間づくり等の取組の充実を図ります。

<保健福祉局，教育委員会>

● 障害がある児童等の保育の充実

幼稚園，保育所，小規模保育事業等の施設において、障害のある子どもの受入体制の整備やきめ細かな保育を実施するとともに、小学校就学前の段階で行ってきた配慮・支援の情報を小学校に提供するなど、幼保小が連携した切れ目のない支援を行います。

また、多様な選択肢を提供するために、新制度において新たに設けられる居宅訪問型保育事業について、提供体制の確保を図ります。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

◇幼稚園，保育所における受入れの推進 充実

◇小規模保育事業，家庭的保育事業における受入の推進 充実

◇「就学支援シート」の全就学前施設での実施 新規（推進中）

◇障害児巡回相談事業等の実施 充実

◇職員研修の実施 充実

◇居宅訪問型保育事業の実施 新規

● 被虐待児の保育の充実及び保護者支援

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

- ◇保育所等における受入れの推進 充実
- ◇小規模保育事業等における受入れの推進 充実
- ◇関係機関との連携による支援の強化 充実

● 食育の推進及び多様な保育ニーズに即した対応（食事の提供の充実等）

幼稚園や保育所等での地域の関係機関・団体等との連携により，栽培，収穫，調理，会食等の体験的な食育活動，また，保育所等での食事提供を通じて，楽しく食べることを経験し，子どもの食への関心を育み，「食を育む力」の基礎を培う食育の推進を図ります。また，食物アレルギーのある子ども，障害のある子ども，体調不良の子どもなどの個別対応を必要とする子どもに対して，きめ細かな食事の提供等を行います。

さらに，幼稚園，保育所等が，最も身近な地域の子育て相談拠点として，子どもの食生活を含む，子育て相談を実施するとともに，子育て講座や園庭開放，子育てに関する情報提供等を行います。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

- ◇食事の提供や食育の取組に関する研修，巡回等による相談業務の実施 充実
- ◇幼稚園，保育所等における家庭や地域と連携した食育の推進 充実
- ◇保育所等における食物アレルギー児の受入れの促進及び安全対応の徹底 充実
- ◇地域の子育て家庭に対する食育の推進 充実

● 認可外保育施設の保育水準の向上のための支援

全ての子どもの健やかな育ちを支援するという観点から，行政による指導・相談・研修の実施，認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の発行を受けている施設が実施する入所児童の健康診断に要する経費を助成するなど，保育の質の向上を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇運営指導及び監査の実施 充実
- ◇認可外保育施設研修の実施 新規（推進中）
- ◇認可外保育施設健康診断助成事業の実施 新規（推進中）

● きめ細かな利用者支援（再掲）